

# 宇多津町人権擁護に関する条例

平成7年3月16日  
条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に基づき、部落差別をはじめ、あらゆる差別を速やかに解消し、もって人権擁護の意識の高揚を図り、差別のない明るい宇多津町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を温存助長する行為をしないよう努めるものとする。

(町の施策)

第4条 町は、あらゆる差別をなくすため、教育・文化の向上及び人権擁護等の施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、個人及び組織との連携を強化し、人権啓発活動を充実することにより、差別をゆるさない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

附則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。